

平成25年12月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4 件
(うち電気ケトル1件、電子レンジ1件、電気カーペット1件、
電気ミニマット1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
(うち加湿器1件、エアコン(室外機)1件、充電器(スマートフォン用)2件、
凍結防止用ヒーター1件)
4. 重大製品事故ではなかったと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201200525を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200525	平成24年10月12日	平成24年10月18日	電気ケトル	EEK4000	エレクトロラックス・ ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の空だき防止装置が正常に作動しなかったため、通電状態が継続してヒーターが過熱し、出火に至ったものと考えられるが、ヒーター部の焼損が著しく、空だき防止装置が作動しなかった原因の特定には至らなかった。	東京都	平成24年10月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201300610	平成25年11月23日	平成25年12月9日	電子レンジ	EM-A10	三洋電機株式会社 (輸入事業者)	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品庫内を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	
A201300611	平成25年11月20日	平成25年12月9日	電気カーペット	DC-25G2	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	12月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300612	平成25年11月23日	平成25年12月9日	電気ミニマット	YMM-K451(株式会社山善ブランド)	株式会社広電(株式会社山善ブランド) (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300613	平成25年11月23日	平成25年12月9日	加湿器	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	12月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300614	平成25年11月28日	平成25年12月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201300615	平成25年10月10日	平成25年12月10日	充電器(スマートフォン用)	重傷1名	飲食店で当該製品が破裂・焼損し、1名が火傷を負った。スマートフォンを接続した当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が事故を認識したのは12月5日 12月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300616	平成25年11月16日	平成25年12月10日	充電器(スマートフォン用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を溶融した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	12月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300617	平成25年3月2日	平成25年12月11日	凍結防止用ヒーター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が事故を認識したのは12月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電子レンジ（管理番号：A201300610）



電気カーペット（管理番号：A201300611）



電気ミニマット（管理番号：A201300612）

